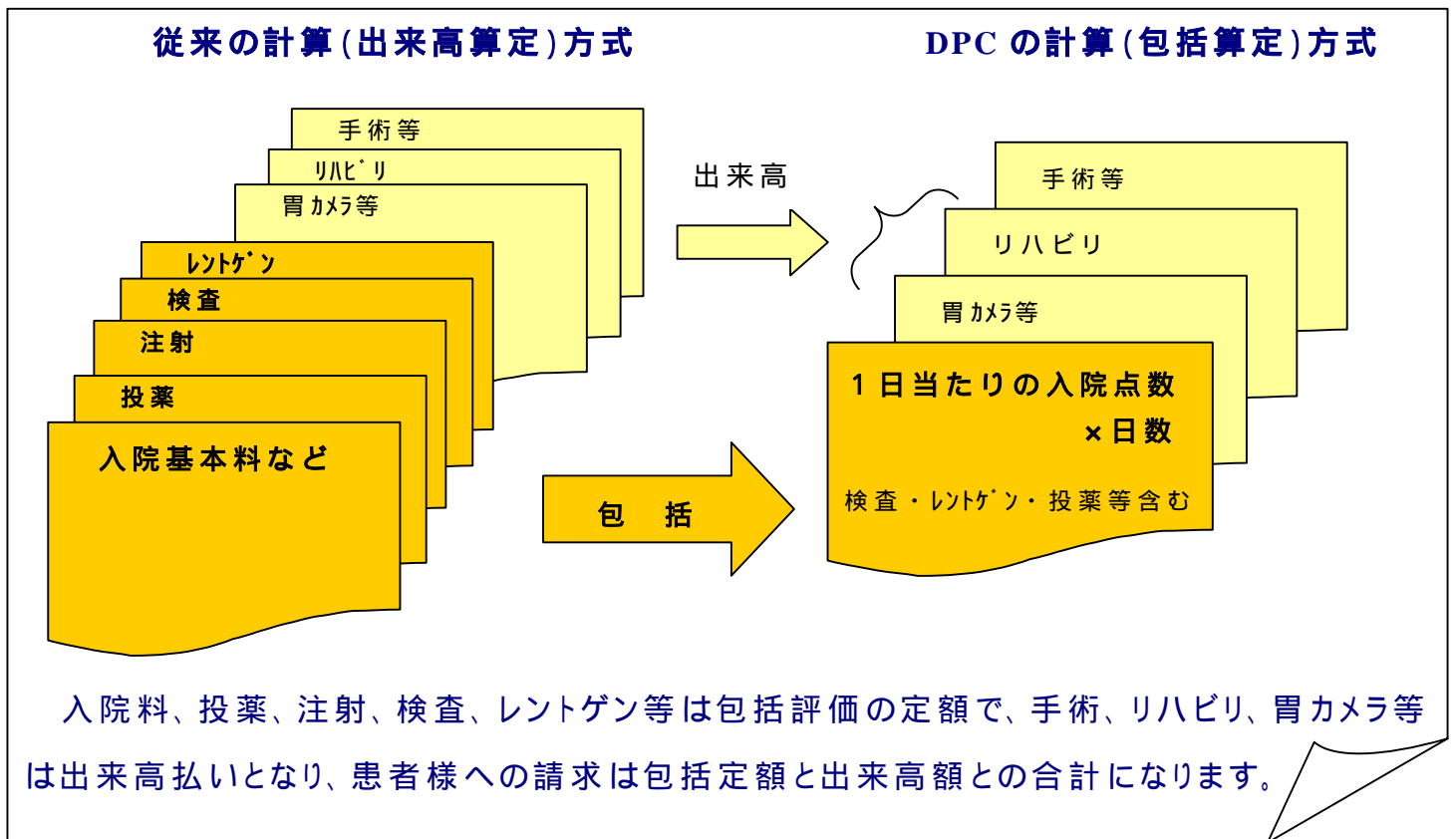


診断群分類別包括評価方式(D P C)導入について

入院医療費の計算方法が変わります。

平成 20 年 4 月 1 日から入院医療費について、診断群分類別包括評価による「定額払い」という新しい入院料算定方式を導入いたします。

従来の入院料は、出来高算定方式と呼ばれ、薬・注射・検査・手術など診療項目を積み上げて計算するものでしたが、この「包括評価方式(DPC)」は、病気の種類や診療内容によって分類された診断群分類に基づき、それぞれの分類ごとに国が定めた1日当たりの定額の医療費を基本として計算する方式です。



- ・ 病名によっては、DPC 対象外(出来高算定)があります。
- ・ 患者様の保険医療に係る一部負担金の支払い方法は変わりません。
- ・ 入院中に「診断群分類」が変更となった場合は、退院月の請求時に前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。
- ・ 自費診療、自賠責、労災、公害等は DPC 対象外となります。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。

診断群分類別包括評価方式(DPC)について

当センターは、平成20年4月よりDPCという新しい医療費計算方式の「DPC対象病院」として承認されました。

DPCとはどのようなものですか。

DPC (Diagnosis Procedure Combination)とは、病名や診療内容によって国で定められた「診断群分類」に基づき分類し、それぞれの分類ごとに入院1日当たりの費用を包括した定額の医療費を基本とする新しい計算方式です。

包括算定項目は、入院料、投薬料、注射料、検査、レントゲン等であり、出来高算定項目は、手術・麻酔・輸血・内視鏡(胃カメラ等)、病理検査、リハビリ、食事等です。

医療費としては、包括分と出来高分の合計額となります。

〈DPC医療費算定式〉

医療費 = 包括医療費 + 出来高算定医療費

包括医療費 = 厚労省が定める「1日当たりの入院点数 × 日数」× 医療機関別の係数

医療費の支払い方法はどのようなのですか。

保険診療の一部負担金の支払い方法は今までどおりであり、月ごとの支払い(退院のときは退院日)は変わりません。

入院後に、患者様の病状の経過、検査の結果や治療の内容によって病名(診断群分類)が変更になる場合は、包括分の請求額が変更になります。

この場合は、入院日までさかのぼって変更に伴う医療費の計算をやり直し、退院される月に差額調整を行うこととなります。

すべての入院患者がDPCの対象になるのですか。

患者様の病名がDPC診断群分類に該当しない場合は、従来どおりの「出来高算定」になります。

また、労災・自賠責・歯科・公害・正常分娩などはDPC対象外となります。

高額療養費等はどうなるのですか。

高額療養費制度の取り扱いは従来どおりです。